

田辺市児童館、田辺市教育集会所運営協力委員会傍聴規程

ア 委員会の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会議の都度、事務局が定める。

イ 傍聴を希望する者が、アの定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。た

だし、実施機関が必要と認めるときは、抽選によることができる。

ウ 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(ア) 酒気を帯びていないこと。

(イ) 議事に批評を加え、又は可否を表さないこと。

(ウ) 危険と認められる器物又は薬品等を携帯しないこと。

(エ) 私語、談話又は拍手等をしないこと。

(オ) みだりに傍聴席を離れないこと。

(カ) 騒がしくし、又は会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(キ) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと。

(ク) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

(ケ) 会議場において撮影、録音及び筆記等その他これらに類する行為をしないこと。

(コ) (ア)から(ケ)までに定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行

為はしないこと。

エ ウの規定を守らない者には、委員長は、これを制止し、なお改めない者には、退場を命

ずる。
オ 傍聴人は、傍聴の禁止又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならず、退

場を命

ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

カ この規程に定めるもののほか、傍聴人は、すべて委員長の指示に従わなければならない。

キ 問い合わせ先(担当課)

未広児童館(電話23 -1892 FAX23 -1893)

ク その他必要な事項
未広児童館・未広教育集会所運営委員会の構成等

委員選出の関係団体・機関等	選出人数
学識経験者	1名
未広町内会	1名
田辺第二小学校	2名
東陽中学校	2名

南部地域民生児童委員	6名
未広婦人部	2名
未広老人クラブ	1名
未広子ども会保護者会	1名
南部公民館長	1名
田辺市町内会連絡協議会南部ブロック長	1名
東陽中学校育友会未広地区長	1名
田辺第二小学校育友会役員	1名
東陽中学校育友会役員	1名
みどり保育所所長	1名
なんぶ学童保育所	1名
合 計	23名